

土砂災害の防止対策に関する 住民説明会を開催します

県では、「土砂災害防止法」に基づき、がけ崩れや土石流、地すべりの発生するおそれがある町内の危険箇所の調査を実施しました。今後、この調査に基づき特に土砂災害の危険性が高いと判断された地域については、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定を行います。

この区域に指定されると、土砂災害に対する警戒避難体制の整備が図られる一方、建築物の建築規制や特定の施設の建築に許可が必要になるなど、土地の利用が一定の範囲で制限されることとなります。

この調査についての結果や土砂災害警戒区域などの指定についてご理解いただくため、11月6日から各地区で説明会を行います。対象となる区域にお住まいの方にはご案内を送付しますので、ご参加ください。

※開催日時と場所はご案内に記載されています。

◆問い合わせ 宮古地方振興局土木部（☎64-2221）、町地域整備課土木チーム（☎82-3111内線243）へ。

◎土砂災害防止法とは…

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、調査により土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の規制を行う法律です。

◎調査の結果、次の区域に指定されると…

土砂災害警戒区域

◇警戒避難体制の整備…災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域

◇建築物の構造規制…想定される衝撃に対し、建築物が安全か建築確認されます。

◇特定の開発行為に対する許可制…住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う際に許可が必要になります。

◇建築物の移転…著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転するよう勧告が行われます。

10月から

国民年金保険料の収納業務を 民間事業者が行っています

県内では、10月から国民年金保険料の収納業務を、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が行っています。

これは、従来社会保険庁が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として実施するものです。これまでは一部の社会保険事務所のみでの実施でしたが、10月からは全国で行われています。

これにより、国民年金保険料が未納になっていた人に対しての納付や免除申請のご案内などは、民間事業者が電話や文書、戸別訪問などの方法で行うこととなります。

県内で国民年金の収

納業務を委託されているのは、次の事業者です。

▼**収納業務を行う民間事業者名**
株式会社 オリエントコーポレーション

▼**民間事業者の住所**
福岡県北九州市小倉北区室町1-1-1 リバーウォーク北九州オフィス棟11階

※民間委託は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第33条に基づいて実施しています。

▼**不審な場合はすぐお電話を**
民間事業者が保険料の納付をお願いする際には、必ず「社会保険庁から国民年金保険料の収納業務を委託されている、株式会社オリエントコーポレーションの〇〇です」と名乗ります。

また、戸別訪問の場合には、顔写真入りの「納付督促員証明書を必ず提示します。このとき、皆さんの個人情報聞き取りすることはありません。万が一、皆さんの家族構成や勤務先の名前、預金口座番号を訪ねるといった不審な電話や訪問があつ

た場合は、宮古社会保険事務所にお問い合わせください。

現金を預ける際はご注意ください
民間事業者の担当者が保険料をお預かりして収納するのは、被保険者が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、民間事業者の担当者が現金をお預かりして領収書を発行することはありません。

▼**個人情報厳格に管理します**
社会保険庁が民間事業者に提供する個人情報は、納付督促を行う上で必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定されています。さらに、委託事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁独自の取扱規定、委託契約書などで目的外使用や閲覧、漏えい、複写を禁じるなど、厳格な安全管理措置を講じています。

◆**問い合わせ** 宮古社会保険事務所（☎62-1963）、町住民生活課住民記録担当（☎82-3111内線123）へ。